

地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書

【申込先】(公社)愛媛県建築士会事務局 〒790-0002 松山市二番町4丁目1-5

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		昭 和 平 成 年 月 日
種 別 (該当する□を塗り つぶしてください。)	<input type="checkbox"/> 建築士 (□一級 □二級 □木造) <input type="checkbox"/> 1 級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2 級建築施工管理技士 (躯体、仕上げ除く) <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員 (建築に関する実務 3 年以上)	
現住所	〒 —	(携帯電話) (受講番号返信用 FAX)
CPD番号	38	(CPD 参加者のみ)
応急危険度判定士認定 (新規) 申請書の提出 について 該当する□を塗り つぶしてください。	<input type="checkbox"/> ①新規受講者 (以下からお選びください。) <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書 (添付書類共) と受講申込書を郵送 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書はオンラインでの申請 [愛媛県からのお知らせ] 参照、受講申込書は FAX <input type="checkbox"/> ②既に判定士の方 受講申込書と応急危険度判定士登録証を FAX ※当日、お手元にあるテキストを忘れずにご持参ください。	



お申込みありがとうございます。

番で受け付けました。

当日、返信された F A X を会場にご持参ください。

(7月14日 (金) 愛媛県生涯学習センター 受付13:00~)

[愛媛県からのお知らせ]

応急危険度判定士認定申請オンライン受付について

判定士の認定申請がオンラインで申請可能となりました。今回の講習会の申込時にも認定申請書を提出する代わりに、オンラインで申請することができます。(※オンラインで認定申請する場合も、建築士会への講習会の受講申込は必要です。)

オンライン申請はこちら https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1353



愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の登録の更新について

平素より皆様には、本県の建築行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当該登録制度では、登録有効期間を5年間としております。近々有効期間が満了となる方、既に満了とされた方におかれましては、更新の手続きをお願いします。

更新時は、講習会の再受講に代え、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページに掲載している技術資料での自主研修により更新を可能としておりますので、今回の講習の受講は更新の条件ではないことをお知らせします。また、住所等の変更が生じた場合は、変更届を県へ提出してください。

【提出先】 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2757

[愛媛県公式ホームページ]被災建築物応急危険度判定について [http://www. pref. ehime. jp/h41000/oq. html](http://www.pref. ehime. jp/h41000/oq. html)

(参 考) 全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <http://www. kenchiku-bosai. or. jp/oq>